

特定非営利活動法人の皆様へ  
～特定非営利活動促進法が変わります～

平成 24 年 4 月 1 日から、改正特定非営利活動促進法が施行されます。  
改正法施行により、特定非営利活動法人（以下「法人」といいます。）の皆様にご対応いただく必要がある事項としては、以下のような事項がありますので、ご留意ください。

## 1 対応の必要がある事項

### （1）登記に関すること

#### ○理事の代表権の制限に関する登記

（法第 16 条旧第 2 項、施行令附則第 3 条、組合等登記令 2 条関係）



- ・ **役員変更がなくとも、理事長に代表権を限定している場合は、どの法人も 6 カ月以内に登記事項の変更が必要です。**

平成 24 年 4 月 1 日から施行される改正特定非営利活動促進法及び改正組合等登記令により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款において理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その定めを登記しなければならないこととなりました。また、特定の理事（理事長等）のみが法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、その理事以外の理事を登記する必要がなくなりました。

改正組合等登記令が施行される際に代表権の範囲又は制限に関する定めがある法人については、施行の日から 6 ヶ月以内に（ただし、他の登記をするときは、当該他の登記と同時に）理事の代表権の範囲又は制限に関する定めの登記、又は法人を代表する特定の理事（理事長等）以外の理事についての代表権喪失による変更の登記をしなければなりません。

なお、これらの登記を怠った場合には、20 万円以下の過料に処せられることがあります。

（注）定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

### （2）書類の提出や備置きに関すること

#### ○事務所に備置き、閲覧に供する書類・場所の追加（法第 28 条関係）



- ・ **「従たる事務所」にも閲覧書類の備置きが必要となります。**
- ・ **事務所に備置く書類に「最新の役員名簿」等が追加となります。**

法改正により、従たる事務所においても主たる事務所と同様の書類の備置き・閲覧

が義務付けられました。

さらに、事務所において備置き・閲覧が義務付けられる書類に最新の役員名簿が追加されました。また、設立又は合併後間もない法人で事業報告書等を作成していない場合における開示書類について、事業計画書及び活動予算書が開示の対象になりました。

	平成24年3月31日以前に開始した事業年度に係る事業報告書等	平成24年4月1日以降に開始する事業年度に係る事業報告書等
主たる事務所	・事業報告書等 ・定款等	・事業報告書等 ・定款等 ・最新の役員名簿
従たる事務所	<u>備置き・閲覧書類なし</u>	・事業報告書等 ・定款等 ・最新の役員名簿

#### ○事業報告書等提出時の添付書類の削除（法第29条関係）



- ・定款変更があった事業年度の事業報告書の添付書類が不要になります。
- ・ただし、平成23年度事業報告書についてはこれまで通りです。

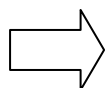
これまでは、事業報告書提出時に前事業年度中に定款変更があった場合の関係書類を添付する必要がありましたが、法改正後は不要になります（変更後の定款等は変更時に提出することとなります）。

※ただし、法改正前に定款変更をされた法人については、これまでどおり、事業報告書に以下の3点を添付し提出してください。

- ①定款
- ②定款の変更に係る認証書類の写し（前事業年度に定款変更認証を受けた場合に限る）
- ③定款の変更に係る登記に関する書類の写し（前事業年度において定款の変更により登記事項に変更があった場合に限る）

#### （3）計算書類に関すること

#### ○収支計算書等に係る改正（法第10条第1項第8号及び第27条第3号関係）



- ・「収支計算書」が「活動計算書」に変わります。
- ・ただし、平成23年度事業報告書についてはこれまで通りで、平成24年度以降も当面の間は、「収支計算書」で提出が可能です。

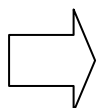
法改正により、平成24年4月1日以後に開始する事業年度に係る事業報告書については、法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表す「収支計算書」ではなく、法人の当期の正味財産の増減原因を示す「活動計算書」の作成が義務付けられました。当分の間は収支計算書でも受け付けられますが、できる限り速

やかに活動計算書に移行して下さい。

(活動計算書の様式例等については、「手引き」に掲載予定です。)

#### (4) 定款に関すること

##### ○活動分野の追加（法別表関係）



・「**観光の振興を図る活動**」、「**農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動**」、「**都道府県または指定都市が条例で定める活動**」が追加になります。

法改正により、活動分野が 17 分野から 20 分野になり、法別表の各号の番号も変更になりました。これに伴い、定款において法別表の各号の番号のみを記載している場合については、内容の類推が困難であるため速やかに定款変更が必要となります。

## 2 定款変更や役員変更をする際の留意事項（該当する法人のみ）

### (1) 定款変更をするとき

#### ○届出のみで足りる事項の拡大（法第 25 条第 3 項及び第 6 項関係）

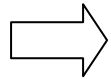


・**定款変更の際に届出（2 か月間の縦覧不要）**とすることのできる事項が増えます。

これまでは、定款変更をする場合に所轄庁への届出のみで足りる事項は軽微な事項に限られていましたが、法改正により、以下の表に掲載する事項に拡大されます。

現行	平成 24 年 4 月 1 日から
以下の軽微な事項に関する定款の変更 ・事務所の所在地（所轄庁変更を伴わないもの） ・資産に関する事項 ・公告の方法	以下の事項に関する定款の変更 ・事務所の所在地（所轄庁変更を伴わないもの） ・ <u>役員の定数に関する事項</u> ・資産に関する事項 ・ <u>会計に関する事項</u> ・ <u>事業年度</u> ・ <u>残余財産の帰属先に関する事項を除く解散に関する事項</u> ・公告の方法 ・ <u>第 11 条各号に掲げる事項以外の事項（任意的記載事項）</u>

○定款変更の届出時の添付書類の追加等（法第 25 条第 6 項、第 7 項関係）

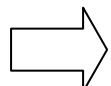


・定款変更届出時の添付書類が増えます。

定款変更の届出時の添付書類として、社員総会の議事録の謄本と変更後の定款が追加になります。

現行	平成 24 年 4 月 1 日から
添付書類なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員総会の議事録の謄本</li> <li>・変更後の定款</li> </ul> （※登記事項の変更を伴う場合、登記終了後遅滞なく登記事項証明書を提出）

○定款変更に係る登記完了届出（法第 25 条第 7 項関係）



・定款変更登記後に登記事項証明書を提出してください。

定款の変更が登記事項の変更を伴う場合（所在地の変更等）には、登記終了後遅滞なく登記事項証明書を提出することとなります。

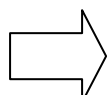
○所轄庁変更を伴う定款変更の添付書類（法第 26 条第 2 項関係）

所轄庁変更を伴う定款変更の申請にあたり、法人が事業報告書等を作成するまでの間は、設立時の財産目録を添付することになっていましたが、これに加えて事業計画書及び活動予算書を添付することとなります。

現行	平成 24 年 4 月 1 日から
（法人が事業報告書等を作成するまでの間） ・設立時の財産目録	（法人が事業報告書等を作成するまでの間） ・設立時の財産目録 ・事業計画書 ・活動予算書

（2）役員変更をするとき

○役員変更等の届出時の添付書類の追加（法第 23 条第 1 項関係）



・役員変更届には「変更後の役員名簿」を添付してください。

役員の変更届を提出する場合には、変更後の役員名簿を添付することとなります。

### 3 法改正によりできるようになったこと

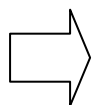
○縦覧期間中の補正が可能に（法第 10 条第 3 項関係）



・**軽微な不備に限り、縦覧期間中の補正（修正）が可能となります。**

これまでは、認証に係る申請書や添付書類に不備があった場合でも申請者側から補正することはできませんでしたが、法改正後は、軽微な不備に係る事項に限り、所轄庁が認証申請書を受理した日から 1 月を経過するまでの間は補正が可能になります。（※軽微な不備とは・・・内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものであると知事が認めるもの。【条例第 4 条】）

○社員総会決議の省略（法第 14 条の 9 第 1 項関係）



・**理事や社員が提案した事項について、社員全員が書面や電子メールで同意の意思表示をした場合は、社員総会の決議とみなすことが可能となります。**

法改正後は、理事や社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合に、その提案について社員全員が書面や電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす（みなし総会決議）ことが可能になります。

### 4 その他


○所轄庁の変更（法第 9 条関係）



・**2 以上の都道府県に事務所を置く法人の所轄庁が、「主たる事務所のある都道府県」に変更されます。**

法改正により、一部の法人に対する所轄庁が変更になります。2 以上の都道府県に事務所を置く法人の所轄庁は、これまで内閣府でしたが、法改正後は主たる事務所のある都道府県になります。

現行	平成 24 年 4 月 1 日から
〈2 以上の都道府県に事務所を置く法人〉 ○内閣総理大臣	○主たる事務所の所在地の都道府県知

	事へ変更
<1の都道府県内に事務所を置く法人> ○都道府県知事	 ○都道府県知事（変更なし）

## 5 認定NPO法人制度

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた措置として、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、これまで、国税庁長官が認定を行う制度でしたが、今回の法改正により、所轄庁が認定を行う新たな認定制度が創設され、平成24年4月1日から実施されます。

### （1）認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。

### （2）仮認定NPO法人とは

仮認定NPO法人とは、NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。ただし、平成27年3月31日までは、設立後5年を超えたNPO法人も申請をすることができます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の仮認定を受けたNPO法人をいいます。

### （3）認定NPO法人等になることによるメリット

#### ① 寄附者に対する税制上の措置

##### イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

##### ロ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

## ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（仮認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

### ② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（仮認定 NPO 法人は適用されません）。

## （４）認定の基準

認定 NPO 法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（仮認定 NPO 法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

（注）上記①～⑧の基準を満たしていても（仮認定 NPO 法人は①を除きます。）、欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定（仮認定）受けることはできないこととなります。

## （５）欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません。

- ① 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある法人
  - イ 認定又は仮認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
  - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ニ 暴力団又はその構成員等

- ② 認定又は仮認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

#### (6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります。

仮認定の有効期間は、所轄庁による仮認定の日から起算して3年となります。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（仮認定の有効期間の更新はありません。）。

#### 所轄庁への提出書類にかかる提出前の事前の相談先

- 【相談場所】 高知県立ふくし交流プラザ 4F  
(高知県高知市朝倉戊375-1)  
**高知県ボランティア・NPOセンター**
- 【相談内容】 NPO法人設立認証申請、定款変更、事業報告書、認定NPO法人(仮認定NPO法人)の取得 など
- 【電 話】 088-850-9100

#### 所轄庁

〒780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20  
**高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課**  
担当：種田、川田  
電話：088-823-9769 FAX：088-823-9879